



島根県報

平成16年 3 月26日 (金)
号外 第 25 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則

(財 政 課)

公布された条例等のあらまし

補助金等交付規則の一部を改正する規則 (規則第16号)

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規

則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第16号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則 (昭和32年島根県規則第32号) の一部を次のように改正する。

別表第15号を次のように改める。

15 電源立地地域対策交付金

別表中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第23号までを 1 号ずつ繰り上げ、第24号を削り、第25号を第23号とし、第26号を第24号とする。

附 則

- この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第15号、第16号及び第24号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

